平成３０年（再ロ）第１号

神戸市兵庫区水木通１丁目２番17号
再生債務者　川口　利之

１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成30年４月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年４月20日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２９年（再ロ）第６号

名古屋市緑区鳴海町字諏訪山116番地　グローリアス鳴海諏訪山303号
再生債務者　山口　康彦

１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成30年４月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年４月23日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（再ロ）第８号

愛知県尾張旭市長坂町南山2939番地33
再生債務者　窪　　猛和

１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成30年４月20日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年４月23日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（再ロ）第２号

兵庫県尼崎市東園田町８丁目80番地の10
再生債務者　大道　義之

１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成30年４月20日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年４月24日　神戸地方裁判所尼崎支部

給与所得者等再生による再生計画取消

平成２８年（再ロ）第２号

福島県東白川郡塙町上石井字金砂40番地３
再生債務者　遠藤　礼子

１　主文　本件再生計画を取り消す。
２　理由の要旨　平成28年７月21日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成30年４月24日
福島地方裁判所白河支部再生係

厚生年金基金清算結了公告

当厚生年金基金は、平成30年４月19日厚生労働大臣の承認により清算を結了したので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令第47条第２項に基づき公告します。
平成30年５月７日
東京都港区芝大門一丁目１番30号
日本簡易ガス事業厚生年金基金
清算人　高須賀秀行

厚生年金基金清算人退任公告

当厚生年金基金は、平成30年４月19日をもって清算結了の承認を受けたので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令第43条に基づき公告します。
１．清算人氏名　高須賀秀行
２．住所　東京都港区芝大門一丁目１番30号
平成30年５月７日
日本簡易ガス事業厚生年金基金

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲はＺの権利義務全部を承継して存続しＺは解散するＪＣＩにいたしました。
ＪＣＩの合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、Ｚの最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（Ｚ）掲載紙　官報
掲載の日付　平成三十年四月二十七日
掲載頁　九十三頁（号外第九十四号）
平成三十年五月七日
東京都港区港南四丁目六番二一一九〇三号
（甲）合同会社庚運輸
代表社員　鈴木　庸介
静岡市清水区淡島町一〇番一八号
（Ｚ）清々運輸株式会社
代表取締役　鈴木　庸介

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の学校給食以外の給食事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させるＪＣＩにいたしました。
ＪＣＩの会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成三十年四月二十五日
掲載頁　八十三頁（号外第九十二号）
平成三十年五月七日
東京都港区芝四丁目一三一三ＰＭＯ田町東一〇Ｆ
（甲）ハガクレフード株式会社
代表取締役　大隈太嘉志
川崎市中原区下小田中三丁目三四番１号
（Ｚ）葉隠勇進株式会社
代表取締役　大隈太嘉志

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の学校給食以外の給食事業に関する権利義務を承継しＪＣＩにいたしました。
ＪＣＩの会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成三十年四月二十五日
掲載頁　八十三頁（号外第九十二号）
平成三十年五月七日
東京都港区芝四丁目一三一三ＰＭＯ田町東一〇Ｆ
（甲）ハガクレフード株式会社
代表取締役　大隈太嘉志
名古屋市南区呼続二丁目一番三四号
（Ｚ）大一食品株式会社
代表取締役　磯辺　克征

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の「ちきゅう」サービスに関する事業に関する権利義務を承継しＪＣＩにいたしましたので公告します。
ＪＣＩの会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年八月七日
掲載頁　六十三頁（号外第一七一号）
（Ｚ）掲載紙　官報
掲載の日付　平成三十年四月二十七日
掲載頁　九十頁（号外第九十四号）
平成三十年五月七日
東京都新宿区西新宿七丁目二〇番１号
（甲）株式会社ジーニー
代表取締役　工藤　智昭
東京都港区南青山三丁目五番四号
（Ｚ）ちきゅう株式会社
代表取締役　浅井　敏宏

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の学校給食事業に関する権利義務を承継しＪＣＩにいたしました。
ＪＣＩの会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成三十年四月二十五日
掲載頁　八十三頁（号外第九十二号）
（Ｚ）掲載紙　官報
掲載の日付　平成三十年四月二十五日
掲載頁　八十頁（号外第九十二号）
平成三十年五月七日
名古屋市南区呼続二丁目一番三四号
（甲）大一食品株式会社
代表取締役　磯辺　克征
川崎市中原区下小田中三丁目三四番１号
（Ｚ）葉隠勇進株式会社
代表取締役　大隈太嘉志